

2023年8月吉日

お客様各位

たちばな信用金庫

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼を申し上げます。

2023年10月1日（日）よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されますので、同制度への当金庫の対応につきましてお知らせいたします。

記

1. インボイス制度開始に伴う当金庫の対応

当金庫ではインボイス制度の対象となる課税取引のご利用について、同制度の要件を満たした請求書やご利用明細書等の各種書面を発行するように対応を現在進めており、順次対応してまいります。

2. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

登録番号	T8310005004528
氏名又は名称	たちばな信用金庫
登録年月日	令和5年10月1日
本店又は主たる事務所の所在地	長崎県諫早市小川町52番地1

[たちばな信用金庫 国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト](#)

<ご参考／インボイス制度について>

2023年10月1日（日）より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）が交付する「インボイス」（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。（国税庁リーフレット「（令和4年12月改訂）消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます」より引用）

詳細は以下の国税庁公表サイトをご参照ください。

[インボイス制度 国税庁公表サイト](#)

以 上